## News Release

平成27年5月13日

## 消費者の訪問勧誘•電話勧誘•FAX勧誘に関する意識調査について

消費者庁において，要請なき勧誘行為（以下「不招請勧誘」という）に起因す る消費者問題の現状や政策ニーズを把握し，消費者行政の施策検討に活用する ことを目的として，本年3月に一般消費者の訪問勧誘•電話勧誘•FAX勧誘に対する意識等についての調査を実施したところ，今般，調査結果がまとまりまし たので，公表いたします。

## I．調査概要

【調査時期】平成 27 年 3 月
【調査方法】インターネット調査
【調査対象】 人数（有効回答数）：2， 000 名
抽出方法：性別，年代（「20 歳代」～「70歳以上」の6区分），47
都道府県について国勢調査（2010 年）に準拠した比率 で抽出。

## II．調査結果

○ 対象者の $27.9 \%$ がこの 5 年間に訪問勧誘を受けた経験があると回答。この 5 年間に電話勧誘を受けた経験があると回答したのは $70.2 \%$ 。
○ 勧誘に対する意向を質問したところ，訪問勧誘で $96.2 \%$ ，電話勧誘で $96.4 \%$ が，今後，勧誘を「全く受けたくない」と回答。
○ 訪問勧誘，電話勧誘に関する規制の希望としては，「原則禁止し，『消費者が依頼した場合』にのみ，勧誘に来る，又は電話勧誘できるようにしてほしい」 とする回答の割合が，訪問勧誘で $51.3 \%$ ，電話勧誘で $57.2 \%$ 。
○ また，訪問勧誘では $9.9 \%$ が「原則，訪問勧誘はできるが，『訪問販売を受 けたくない』というステッカーを貼っている家庭には訪問してはならないよ うにしてほしい」，7．3\％が「原則禁止し，『事業者が事前に電話等で訪問して よいか問合せをし，消費者と特定の日時に訪問することを約束した場合』のみ勧誘に来られるようにして欲しい」と回答。電話勧誘では $12.0 \%$ が「原則と して電話勧誘はできるが，『電話勧誘を受けたくない』という意思表示をした人に対しては電話勧誘してはならないようにしてほしい」，6． $5 \%$ が「原則禁止 し，『電話勧誘を受けても良い』という意思表示をした人に対してのみ，例外的に電話勧誘してよいことにしてほしい」と回答。

```
【本件問合せ先】消費者庁取引対策課

\title{
消費者の訪問勧誘•電話勧誘•FAX勧誘 に関する意識調査
}

平成 27 年 5 月

\section*{I．調査概要}

\section*{1．調査目的}

不特定多数の消費者に対し，訪問勧誘•電話勧誘•FAX勧誘に対する意識等についての調査を行い，要請なき勧誘行為（以下「不招請勧誘」という）に起因する消費者問題の現状や政策ニーズを把握し，消費者行政の施策検討に活用することを目的として調査を実施した。

2．調査時期
平成 27 年 3 月

3．調査方法
インターネット調査

4．調査対象
（1）人数（有効回答数）
2,000 名
（2）抽出方法
性別，年代（「20歳代」～「70歳以上」の6区分），47都道府県につい て国勢調査（2010 年）に準拠した比率で抽出

5．調査実施機関
ユナイテッド株式会社

\section*{II 調査結果}

\section*{1．調査対象者の属性情報}

【Q1】あなたの性別を教えてください。
［女性］が（51．7\％），［男性］が（48．3\％）となっている。

\begin{tabular}{|l|l|r|r|}
\hline & & \multicolumn{1}{|c|}{\(n\)} & \(\%\) \\
\hline 1 & 男性 & 966 & 48.3 \\
\hline 2 & 女性 & 1,034 & 51.7 \\
\hline \hline & 全体 \((\mathrm{n})\) & 2,000 & 100.0 \\
\hline
\end{tabular}

【Q2】あなたの年齢を教えてください。
［70歳以上］が最も高く（19．1\％），次いで［ 6 0 歳代］（17．8\％），［ 3 0 歳代］（17．7\％）とな っている。

（ \(\mathrm{n}=2,000\) ）
\begin{tabular}{|l|l|l|r|}
\hline & & \(n\) & \multicolumn{1}{|l|}{} \\
\hline 1 & 19 歳以下 & 0 & 0.0 \\
\hline 2 & 20 歳代 & 265 & 13.3 \\
\hline 3 & 30 歳代 & 354 & 17.7 \\
\hline 4 & 40 歳代 & 328 & 16.4 \\
\hline 5 & 50 歳代 & 317 & 15.9 \\
\hline 6 & 60 歳代 & 355 & 17.8 \\
\hline 7 & 70 歳以上 & 381 & 19.1 \\
\hline & 全体 \((n)\) & 2,000 & 100.0 \\
\hline
\end{tabular}

【Q3】あなたの職業を教えてください。
［会社員•公務員］が最も高く（31．4\％），次いで［無職•定年退職］（21．0\％），［専業主婦•専業主夫］（20．5\％）となっている。

\begin{tabular}{|c|c|c|c|}
\hline & & n & \％ \\
\hline 1 & 学生 & 50 & 2.5 \\
\hline 2 & 専業主婦•専業主夫 & 410 & 20.5 \\
\hline 3 & 会社員•公務員 & 627 & 31.4 \\
\hline 4 & 会社経営•役員（3 を除く。） & 35 & 1.8 \\
\hline 5 & 自営業 & 158 & 7.9 \\
\hline 6 & 専門職 & 46 & 2.3 \\
\hline 7 & アルバイト・フリ
ーター & 211 & 10.6 \\
\hline 8 & 無職 & 419 & 21.0 \\
\hline 9 & その他 & 44 & 2.2 \\
\hline & 全体（ n ） & 2，000 & 100.0 \\
\hline
\end{tabular}

【Q4】あなたの居住地を教えてください。
［東京都］が最も高く（12．6\％），次いで［神奈川県］（8．0\％），［大阪府］（7．4\％）となってい る。
\begin{tabular}{|r|l|r|r|}
\hline & & \multicolumn{1}{|c|}{n} & \multicolumn{1}{c|}{\(\%\)} \\
\hline 1 & 北海道 & 111 & 5.6 \\
\hline 2 & 青森県 & 25 & 1.3 \\
\hline 3 & 岩手県 & 11 & 0.6 \\
\hline 4 & 宮城県 & 44 & 2.2 \\
\hline 5 & 秋田県 & 15 & 0.8 \\
\hline 6 & 山形県 & 19 & 1.0 \\
\hline 7 & 福島県 & 9 & 0.5 \\
\hline 8 & 次城県 & 28 & 1.4 \\
\hline 9 & 栃木県 & 22 & 1.1 \\
\hline 10 & 群馬県 & 19 & 1.0 \\
\hline 11 & 埼玉県 & 97 & 4.9 \\
\hline 12 & 千葉県 & 94 & 4.7 \\
\hline 13 & 東京都 & 252 & 12.6 \\
\hline 14 & 神奈川県 & 160 & 8.0 \\
\hline 15 & 山梨県 & 20 & 1.0 \\
\hline 16 & 長野県 & 35 & 1.8 \\
\hline 17 & 新潟県 & 30 & 1.5 \\
\hline 18 & 富山県 & 17 & 0.9 \\
\hline 19 & 石川県 & 17 & 0.9 \\
\hline 20 & 福井県 & 15 & 0.8 \\
\hline 21 & 岐阜県 & 35 & 1.8 \\
\hline 22 & 静岡県 & 50 & 2.5 \\
\hline 23 & 愛知県 & 112 & 5.6 \\
\hline 24 & 三重県 & 35 & 1.8 \\
\hline
\end{tabular}
\begin{tabular}{|l|l|r|r|}
\hline & & \multicolumn{1}{|c|}{n} & \multicolumn{1}{|c|}{\(\%\)} \\
\hline 25 & 滋賀県 & 15 & 0.8 \\
\hline 26 & 京都府 & 50 & 2.5 \\
\hline 27 & 大阪府 & 147 & 7.4 \\
\hline 28 & 兵庫県 & 84 & 4.2 \\
\hline 29 & 奈良県 & 15 & 0.8 \\
\hline 30 & 和歌山県 & 13 & 0.7 \\
\hline 31 & 鳥取県 & 9 & 0.5 \\
\hline 32 & 島根県 & 7 & 0.4 \\
\hline 33 & 岡山県 & 36 & 1.8 \\
\hline 34 & 広島県 & 50 & 2.5 \\
\hline 35 & 山口県 & 16 & 0.8 \\
\hline 36 & 徳島県 & 13 & 0.7 \\
\hline 37 & 香川県 & 16 & 0.8 \\
\hline 38 & 愛媛県 & 18 & 0.9 \\
\hline 39 & 高知県 & 15 & 0.8 \\
\hline 40 & 福岡県 & 17 & 5.5 \\
\hline 41 & 佐賀県 & 12 & 0.9 \\
\hline 42 & 長崎県 & 22 & 1.6 \\
\hline 43 & 熊本県 & 11 & 0.6 \\
\hline 44 & 大分県 & 18 & 0.9 \\
\hline 45 & 宮崎県 & 21 & 1.1 \\
\hline 46 & 鹿児島県 & 13 & 0.7 \\
\hline 47 & 妕縄県 & 2,000 & 100.0 \\
\hline \hline & 全体 \((\mathrm{n})\) & & \\
\hline
\end{tabular}

【Q5】あなたがお住まいの市区町村は，次のうちどれに当てはまりますか。
［30 万人未満の市］が最も高く（34．9\％），次いで［東京都 23 区，政令指定都市］
（25．3\％），［30 万人以上の市］（22．4\％）となっている。

\begin{tabular}{|l|l|r|r|}
\hline & & \multicolumn{1}{l|}{n} & \multicolumn{1}{l|}{\(\%\)} \\
\hline \(\mathbf{1}\) & \begin{tabular}{l} 
東京都23区，政令 \\
指定都市
\end{tabular} & 505 & 25.3 \\
\hline 2 & 3 0 万人以上の市 & 448 & 22.4 \\
\hline 3 & 3 0 万人未満の市 & 697 & 34.9 \\
\hline 4 & 町村 & 199 & 10.0 \\
\hline 8 & 分からない & 151 & 7.6 \\
\hline \hline & 全体 \((n)\) & 2,000 & 100.0 \\
\hline
\end{tabular}

【Q6】あなたの現在の住居形態を教えてください。
［持家（一戸建て）］が最も高く（58．3\％），次いで［持家（マンション）］（13．5\％），［賃貸（マ ンション）］（8．6\％）となっている。

※現独立行政法人都市再生機構•公社分譲マンション
\begin{tabular}{|l|l|r|r|}
\hline & & n & \(\%\) \\
\hline 1 & 持家（一戸建て） & 1,165 & 58.3 \\
\hline 2 & 持家（マンション） & 269 & 13.5 \\
\hline 3 & 持家（公団※） & 8 & 0.4 \\
\hline 4 & 賃貸（マンション） & 171 & 8.6 \\
\hline 5 & 賃貸（アパート） & 170 & 8.5 \\
\hline 6 & 賃貸（公団，公営住宅※） & 104 & 5.2 \\
\hline 7 & 賃貸（社宅•官舎•寮） & 36 & 1.8 \\
\hline 8 & 賃貸（一戸建て） & 58 & 2.9 \\
\hline 9 & その他 & 19 & 1.0 \\
\hline \hline & 全体（n） & 2,000 & 100.0 \\
\hline
\end{tabular}

\section*{【Q7】あなたの世帯形態を教えてください。}
［夫婦のみ世帯］が最も高く（28．0\％），次いで［単独世帯］（20．7\％），［配偶者のいない子と同居］（20．6\％）となっている。

\begin{tabular}{|r|l|r|r|}
\hline & & \multicolumn{1}{|c|}{\(n\)} & \multicolumn{1}{c|}{\(\%\)} \\
\hline 1 & 単独世帯 & 414 & 20.7 \\
\hline 2 & 夫婦のみ世帯 & 560 & 28.0 \\
\hline 3 & 子夫婦と同居 & 173 & 8.7 \\
\hline 4 & 配偶者のいない子と同居 & 411 & 20.6 \\
\hline 5 & その他の親族と同居 & 337 & 16.9 \\
\hline 6 & 非親族と同居 & 17 & 0.9 \\
\hline 7 & その他 & 88 & 4.4 \\
\hline \hline & 全体 \((n)\) & 2,000 & 100.0 \\
\hline
\end{tabular}

【Q8】あなたには別居している 7 O 歳以上の高齢者の親族はいらっしゃいますか。
［いない］が（60．7 \％），［いる］が（39．4\％）となっている。

\begin{tabular}{|c|l|r|r|}
\hline & & \multicolumn{1}{c|}{\(n\)} & \multicolumn{1}{c|}{\(\%\)} \\
\hline 1 & いる & 787 & 39.4 \\
\hline 2 & いない & 1,213 & 60.7 \\
\hline \hline & 全体（n） & 2,000 & 100.0 \\
\hline
\end{tabular}

\section*{2．訪問販売に関する調査}

【Q9】この 5 年間に，訪問販売員が自宅や職場に突然やってきて，商品やサービスを購入するように勧められた経験はありますか（以下，こうした勧誘を「訪問勧誘」といいます。）。
［ない］が（72．1\％），［ある］が（27．9\％）となっている。

\begin{tabular}{|c|l|r|r|}
\hline & & \multicolumn{1}{c|}{\(n\)} & \multicolumn{1}{c|}{\(\%\)} \\
\hline 1 & ある & 558 & 27.9 \\
\hline 2 & ない & 1,442 & 72.1 \\
\hline \hline & 全体 \((n)\) & 2,000 & 100.0 \\
\hline
\end{tabular}

【Q10】【前問で「ある」と御回答の方にお伺いします。】 この 5 年間に，訪問勧誘を受けた頻度はどのくらいですか。
［年に 2～3 回］が最も高く（33．5\％），次いで［年に1回］（28．0\％），［半年に2～ 3回］（22．8\％）となっている。

\begin{tabular}{|c|l|r|r|}
\hline & & \multicolumn{1}{c|}{n} & \multicolumn{1}{c|}{\(\%\)} \\
\hline 1 & ほぼ毎日 & 2 & 0.4 \\
\hline 2 & 週に3回以上 & 4 & 0.7 \\
\hline 3 & 週に1～2回 & 8 & 1.4 \\
\hline 4 & 月に1～2回 & 74 & 13.3 \\
\hline 5 & 半年に2～3回 & 127 & 22.8 \\
\hline 6 & 年に2～3回 & 187 & 33.5 \\
\hline 7 & 年に1回 & 156 & 28.0 \\
\hline \hline & 全体 \((\mathrm{n})\) & 558 & 100.0 \\
\hline
\end{tabular}

【Q11】この 5 年の間に，訪問勧誘を受けた商品やサービスの内容は何でしたか。（複数回答可）
［新聞］が最も高く（55．2\％），次いで［インターネット回線接続］（39．2\％），［塗装工事］ （30．5\％）となっている。

\begin{tabular}{|r|l|r|r|}
\hline & & \multicolumn{1}{|c|}{n} & \multicolumn{1}{c|}{\(\%\)} \\
\hline 1 & 新聞 & 308 & 55.2 \\
\hline 2 & インターネット回線接続 & 219 & 39.2 \\
\hline 3 & 放送サービス & 45 & 8.1 \\
\hline 4 & 修理サービス（家具，電化製品，水まわり，ガス器具等） & 93 & 16.7 \\
\hline 5 & 寝具（ふとん類） & 70 & 12.5 \\
\hline 6 & ソーラーシステム & 123 & 22.0 \\
\hline 7 & 屋根エ事 & 93 & 16.7 \\
\hline 8 & 塗装工事 & 170 & 30.5 \\
\hline 9 & 生命保険 & 124 & 22.2 \\
\hline 10 & 浄水器 & 49 & 8.8 \\
\hline 11 & 化粧品 & 18 & 3.2 \\
\hline 12 & 投資関係 & 56 & 10.0 \\
\hline 13 & その他 & 112 & 20.1 \\
\hline
\end{tabular}

【Q12】訪問勧誘において，法律は以下のような行為を禁止しています。
あなたは，この5年間にこれらの不当な行為を受けたことがありますか。（複数回答可）
［上記のような行為を受けたことはない］が最も高く（43．9\％），次いで［ 断っているのに勧誘を続 ける］（31．2\％），［最初に勧誘をする目的であることを告げない］（30．1\％）となっている。

\begin{tabular}{|l|l|r|r|}
\hline & & \multicolumn{1}{|c|}{n} & \multicolumn{1}{|c|}{\(\%\)} \\
\hline 1 & 断っているのに勧誘を続ける & 174 & 31.2 \\
\hline 2 & 最初に勧誘をする目的であることを告げない & 168 & 30.1 \\
\hline 3 & 事業者の氏名や名称を明らかにしない & 82 & 14.7 \\
\hline 4 & 商品やサービスの種類を明らかにしない & 37 & 6.6 \\
\hline 5 & 不利な事実を隠す & 54 & 9.7 \\
\hline 6 & 嘘の説明をする & 36 & 6.5 \\
\hline 7 & 声を荒げて契約を迫るなど強引な勧誘をする & 16 & 2.9 \\
\hline 8 & 申込後に，商品の種類や金額等を記載した書面を交付しない & 6 & 1.1 \\
\hline 9 & 上記のような行為を受けたことはない & 245 & 43.9 \\
\hline
\end{tabular}

【Q13】あなたは，この 5 年の間，訪問勧誘を受け，断った際に，以下のような経験をしたことがあ りますか。（複数回答可）
［断ったらすぐに帰った］が最も高く（61．3\％），次いで［断ったが，勧誘を続けようとしたため，帰ってもらうのに苦労した］（26．9\％），［そのときは帰ったが，後日また勧誘を受けた］ （24．6\％）となっている。

\begin{tabular}{|c|c|c|c|}
\hline & & n & \％ \\
\hline 1 & 断ったらすぐに帰った & 342 & 61.3 \\
\hline 2 & そのときは帰つたが，後日また勧誘を受けた & 137 & 24.6 \\
\hline 3 & 断ったが，勧誘を続けようとしたため，帰ってもらうのに苦労した & 150 & 26.9 \\
\hline 4 & 断ったら，怒鳴られたり暴言を吐かれたりした & 18 & 3.2 \\
\hline 5 & 断ったが帰ってくれず，強引に契約させられた & 9 & 1.6 \\
\hline 6 & 話を聞いていくうちに，断れなくなり契約してしまった & 18 & 3.2 \\
\hline 7 & 怖くて断ることができず，契約してしまった & 5 & 0.9 \\
\hline 8 & 話を聞いているうちに欲しくなり，契約した & 20 & 3.6 \\
\hline 9 & その他 & 6 & 1.1 \\
\hline
\end{tabular}

【Q14】あなたは，この 5 年の間に，訪問勧誘を受けた結果，契約を締結したことがありますか。
```

[ない] が (81.2%), [ある] が (18.8%) となっている。

```
\[
(\mathrm{n}=558)
\]

\begin{tabular}{|l|l|r|r|}
\hline & & \multicolumn{1}{c|}{\(n\)} & \multicolumn{1}{c|}{\(\%\)} \\
\hline 1 & ある & 105 & 18.8 \\
\hline 2 & ない & 453 & 81.2 \\
\hline \hline & 全体 \((\mathrm{n})\) & 558 & 100.0 \\
\hline
\end{tabular}

【Q15】【前問で「ある」と御回答の方にお伺いします。】
振り返ると，その契約についてどのように思いますか。
［契約してよかった場合と，契約しなければよかった場合があるが，契約しなければよかったと思う場合の方が多い］が最も高く（29．5\％），次いで［契約してよかった］（26．7\％），［契約してよか った場合と，契約しなければよかった場合があるが，契約して良かったと思う場合の方が多い］ （ \(24.8 \%\) ）となっている。
\[
(\mathrm{n}=105)
\]

\begin{tabular}{|c|c|c|c|}
\hline & & n & \％ \\
\hline 1 & 契約してよかった & 28 & 26.7 \\
\hline 2 & 契約してよかった場合と，契約しなけれ ばよかった場合があるが，契約して良 かったと思う場合の方が多い & 26 & 24.8 \\
\hline 3 & 契約してよかった場合と，契約しなけれ ばよかった場合があるが，契約しなけ ればよかったと思う場合の方が多い & 31 & 29.5 \\
\hline 4 & 契約しなければよかった & 20 & 19.0 \\
\hline & 全体（n） & 105 & 100.0 \\
\hline
\end{tabular}

【Q16】【前問で「契約しなければよかった」「契約してよかった場合と，契約しなければよかった場合があるが，契約しなければよかったと思う場合の方が多い」と御回答の方にお伺いします。】契約しなければよかったと思う勧誘について，解除やクーリングオフで返金を受けたことがあります か。
［解除やクーリングオフをしたことはない］が最も高く（72．7\％），次いで［解除・クーリングオフ をして，全額の返金を受けたことがある］（19．5\％），［解除・クーリングオフをして，一部の返金 を受けたことがある］（7．8\％）となっている。

\begin{tabular}{|c|l|r|r|}
\hline & & \(n\) & \multicolumn{1}{|c|}{\(\%\)} \\
\hline 1 & \begin{tabular}{l} 
解除・クーリングオフをして，全額の \\
返金を受けたことがある
\end{tabular} & 15 & 19.5 \\
\hline 2 & \begin{tabular}{l} 
解除・クーリングオフをして，一部の \\
返金を受けたことがある
\end{tabular} & 6 & 7.8 \\
\hline 3 & \begin{tabular}{l} 
解除やクーリングオフをしたことは \\
ない
\end{tabular} & 56 & 72.7 \\
\hline \hline & 全体（n） & 77 & 100.0 \\
\hline
\end{tabular}

\section*{【Q17】今後，訪問勧誘を受けたいと思いますか。}
［全く受けたくない］が最も高く（96．2\％），次いで［家なら受けてもよいが，職場では受けたくな い］（2．1\％），［職場なら受けてもよいが，家では受けたくない］（1．3\％）となっている。

職場なら受けてもよい

\begin{tabular}{|c|c|c|c|}
\hline & & n & \％ \\
\hline 1 & 受けたい & 10 & 0.5 \\
\hline 2 & 職場なら受けてもよいが，家では受けたくない & 26 & 1.3 \\
\hline 3 & 家なら受けてもよいが，職場では受けたくない & 41 & 2.1 \\
\hline 4 & 全く受けたくない & 1，923 & 96.2 \\
\hline & 全体（n） & 2，000 & 100.0 \\
\hline
\end{tabular}

【Q18】【前問で「受けたい」，「職場なら受けてもよい」，「家なら受けてもよい」と御回答の方 にお伺いします。】
「受けたい」と思う理由は何ですか。（複数回答可）
［知らなかった商品やサービスについて情報を得られるから］が最も高く（59．7\％），次いで［購入 しょうとする商品についてしっかりと説明をきくことができるから］（35．1\％），［家にいながら商品やサービスを購入できて便利だから］（27．3\％）となっている。
（ \(\mathrm{n}=77\) ）

\begin{tabular}{|r|l|r|r|}
\hline & & \multicolumn{1}{|c|}{n} & \multicolumn{1}{|c|}{\(\%\)} \\
\hline 1 & 知らなかった商品やサービスについて情報を得られるから & 46 & 59.7 \\
\hline 2 & 家にいながら商品やサービスを購入できて便利だから & 21 & 27.3 \\
\hline 3 & 購入しようとする商品についてしつかりと説明をきくことができるから & 27 & 35.1 \\
\hline 4 & 勧誘に来る人との会話が楽しみだから & 9 & 11.7 \\
\hline 5 & その他 & 4 & 5.2 \\
\hline
\end{tabular}

【Q19】【Q17で「家では受けたくない」，「職場では受けたくない」，「全く受けたくない」とご回答の方にお伺いします。】

「受けたくない」と思う理由は何ですか。（複数回答可）
［対応するのが面倒だから］が最も高く（67．9\％），次いで［本当は契約をしたくないのに，契約を させられてしまう可能性があるから］（36．4\％），［知らない人が自宅を訪ねてくることに恐怖を覚 えるから］（33．9\％）となっている。

\begin{tabular}{|l|l|r|r|}
\hline & & \multicolumn{1}{c|}{n} & \multicolumn{1}{c|}{\(\%\)} \\
\hline 1 & 家事，勉強，家族団欒といった日常生活が中断されるため & 566 & 28.4 \\
\hline 2 & 対応するのが面倒だから & 1,351 & 67.9 \\
\hline 3 & 本当は契約をしたくないのに，契約をさせられてしまう可能性があるから & 724 & 36.4 \\
\hline 4 & 知らない人が自宅を訪ねてくることに恐怖を覚えるから & 674 & 33.9 \\
\hline 5 & 職場に来られると仕事に差し障るから & 397 & 19.9 \\
\hline 6 & その他 & 61 & 3.1 \\
\hline
\end{tabular}

【Q20】訪問勧誘を受けて商品やサービスを購入したいと思いますか。
［全く購入したくない］が最も高く（80．8\％），次いで［あまり購入したくない］（15．3\％），［場合によっては購入したい］（3．8\％）となっている。

\begin{tabular}{|r|l|r|r|}
\hline & & \(n\) & \multicolumn{1}{|c|}{\(\%\)} \\
\hline 1 & ぜひ購入したい & 4 & 0.2 \\
\hline 2 & 場合によっては購入したい & 75 & 3.8 \\
\hline 3 & あまり購入したくない & 306 & 15.3 \\
\hline 4 & 全く購入したくない & 1,615 & 80.8 \\
\hline \hline & 全体 \((\mathrm{n})\) & 2,000 & 100.0 \\
\hline
\end{tabular}

【Q21】訪問勧誘について，どのようにしてほしいですか。
［ア）原則禁止し，「消費者が訪問を依頼した場合」にのみ勧誘に来られるようにしてほしい］が最 も高く（51．3\％），次いで［コ）特になし］（16．0\％），［ク）原則，訪問勧誘はできるが，「訪問販売を受けたくない」というステッカーを貼っている家庭には訪問してはならないようにしてほし い］（9．9\％）となっている。

\begin{tabular}{|c|c|c|c|}
\hline & & n & \％ \\
\hline 1 & ア）原則禁止し，「消費者が訪問を依頼した場合」にのみ勧誘に来られるようにして ほしい & 1，026 & 51.3 \\
\hline 2 & イ）原則禁止し，「過去に店頭や訪問販売等で取引を行ったことがある事業者」のみ勧誘に来られるようにして欲しい & 48 & 2.4 \\
\hline 3 & ウ）原則禁止し，「事業者が事前に電話等で訪問をしてよいか問合せをし，消費者と特定の日時に訪問することを約束した場合」のみ勧誘に来られるようにして欲しい & 145 & 7.3 \\
\hline 4 & エ）原則禁止し，ア），イ）の場合のみ訪問勧誘に来られるようにして欲しい & 42 & 2.1 \\
\hline 5 & 才）原則禁止し，ア），ウ）の場合にのみ訪問勧誘に来られるようにして欲しい & 57 & 2.9 \\
\hline 6 & カ）原則禁止し，ア），イ），ウ）の場合にのみ訪問勧誘に来られるようにしてほしい & 44 & 2.2 \\
\hline 7 & キ）原則禁止し，「訪問勧誘を受けても良い」というステッカーを貼っている家庭のみ例外的に訪問してよいことにしてほしい & 90 & 4.5 \\
\hline 8 & ク）原則，訪問勧誘はできるが，「訪問販売を受けたくない」というステッカーを貼って いる家庭には訪問してはならないようにしてほしい & 198 & 9.9 \\
\hline 9 & ケ）その他 & 30 & 1.5 \\
\hline 10 & コ）特になし & 320 & 16.0 \\
\hline & 全体（n） & 2，000 & 100.0 \\
\hline
\end{tabular}

【Q22】訪問勧誘を受けたが，勧誘を続けて欲しくないと思った場合，自分の性格は以下のどれに当 てはまると思いますか。
［はっきりと断ることができる］が最も高く（66．6\％），次いで［なかなか断れず話を聞いてしまう ことが多い］（30．7\％），［全く断ることができない］（2．8\％）となっている。

\begin{tabular}{|r|l|c|c|}
\hline & & \multicolumn{1}{|c|}{\(n\)} & \multicolumn{1}{|c|}{\(\%\)} \\
\hline 1 & はつきりと断ることができる & 1,332 & 66.6 \\
\hline 2 & \begin{tabular}{l} 
なかなか断れず話を聞いてしまうこと \\
が多い
\end{tabular} & 613 & 30.7 \\
\hline 3 & 全く断ることができない & 55 & 2.8 \\
\hline \hline & 全体 \((n)\) & 2,000 & 100.0 \\
\hline
\end{tabular}
（ \(\mathrm{n}=2,000\) ）

【Q23】仮に，「勧誘お断り」のステッカーを貼った家庭に訪問勧誘をすることが法律で禁じられた場合，そのようなステッカーを貼りたいと思いますか。
［行政から配布されるなど，簡易にステッカーが入手できれば貼りたい］が最も高く（43．7\％），次 いで［ ぜひ貼りたい］（39．7\％），［貼りたくない］（16．7\％）となっている。

\begin{tabular}{|c|l|r|r|}
\hline & & \multicolumn{1}{l|}{n} & \multicolumn{1}{|c|}{\(\%\)} \\
\hline 1 & ぜひ貼りたい & 793 & 39.7 \\
\hline 2 & \begin{tabular}{l} 
行政から配布されるなど，簡 \\
易にステッカーが入手できれ \\
ば貼りたい
\end{tabular} & 873 & 43.7 \\
\hline 3 & 貼りたくない & 334 & 16.7 \\
\hline \hline & 全体（n） & 2,000 & 100.0 \\
\hline
\end{tabular}

【Q24】前問の「ステッカー」を別居の高齢の親族に勧めたいと思いますか。
［勧めたい］が（82．7\％），［勧めたくない］が（17．3\％）となっている。
\begin{tabular}{ll|l|l|r|r|}
\hline \\
\hline
\end{tabular}

\section*{3．電話勧誘眅売に関する調査}

【Q25】この 5 年間に，突然あなたの電話（固定電話•携帯電話•職場の電話）に事業者から電話が あり，商品やサービスの購入を勧められたことがありますか（以下，こうした勧誘を「電話勧誘」と いいます。）。
［ある］が（70．2\％），［ない］が（29．9\％）となっている。

\begin{tabular}{|c|l|r|r|}
\hline & & \multicolumn{1}{c|}{\(n\)} & \multicolumn{1}{c|}{\(\%\)} \\
\hline 1 & ある & 1,403 & 70.2 \\
\hline 2 & ない & 597 & 29.9 \\
\hline \hline & 全体（n） & 2,000 & 100.0 \\
\hline
\end{tabular}

【Q26】【前問で「ある」と御回答の方にお伺いします。】 この 5 年の間に，電話勧誘を受けた頻度はどのくらいですか。
［月に 1～2回］が最も高く（33．6\％），次いで［半年に 2～3回］（22．0\％），［年に2～3回］ （18．8\％）となっている。

\begin{tabular}{|c|l|r|r|}
\hline & & \multicolumn{1}{c|}{\(n\)} & \multicolumn{1}{c|}{\(\%\)} \\
\hline 1 & ほぼ毎日 & 11 & 0.8 \\
\hline 2 & 週に3回以上 & 53 & 3.8 \\
\hline 3 & 週に1～2回 & 164 & 11.7 \\
\hline 4 & 月に1～2回 & 471 & 33.6 \\
\hline 5 & 半年に2～3回 & 309 & 22.0 \\
\hline 6 & 年に2～3回 & 264 & 18.8 \\
\hline 7 & 年に1回 & 131 & 9.3 \\
\hline \hline & 全体（n） & 1,403 & 100.0 \\
\hline
\end{tabular}

【Q27】この 5 年の間に，電話勧誘を受けた商品やサービスの内容は何でしたか。（複数回答可）
［インターネット回線接続］が最も高く（60．4\％），次いで［投資関係（ファンド型，社債，株式等）］（37．0\％），［健康食品］（33．9\％）となっている。

\begin{tabular}{|c|l|r|r|}
\hline & & \multicolumn{1}{|c|}{n} & \multicolumn{1}{c|}{\(\%\)} \\
\hline 1 & 健康食品 & 475 & 33.9 \\
\hline 2 & 電話回線接続 & 461 & 32.9 \\
\hline 3 & インターネット回線接続 & 847 & 60.4 \\
\hline 4 & 投資関係（ファンド型，社債，株式等） & 519 & 37.0 \\
\hline 5 & 食料品 & 161 & 11.5 \\
\hline 6 & 痩身•美顔等のエステサービス & 114 & 8.1 \\
\hline 7 & 化粧品 & 274 & 19.5 \\
\hline 8 & サラ金，フリーローン & 31 & 2.2 \\
\hline 9 & 分譲マンション & 270 & 19.2 \\
\hline 10 & 墓石，墓地 & 221 & 15.8 \\
\hline 11 & その他 & 229 & 16.3 \\
\hline
\end{tabular}

【Q28】電話勧誘について，法律は以下のような行為を禁止しています。
あなたは，この5年間にこれらの不当な行為を受けたことがありますか。（複数回答可）
［断っているのに勧誘を続ける］が最も高く（37．5\％），次いで［ 上記のような行為を受けたことは ない］（36．9\％），［勧誘をする目的である旨を最初に告げない］（30．7\％）となっている。

\begin{tabular}{|l|l|r|r|}
\hline & \multicolumn{1}{|c|}{} & \multicolumn{1}{l|}{n} & \multicolumn{1}{|c|}{\(\%\)} \\
\hline 1 & 断っているのに勧誘を続ける & 526 & 37.5 \\
\hline 2 & 勧誘をする目的である旨を最初に告げない & 431 & 30.7 \\
\hline 3 & 事業者の氏名や名称を明らかにしない & 192 & 13.7 \\
\hline 4 & 商品やサービスの種類を明らかにしない & 162 & 11.5 \\
\hline 5 & 不利な事実を隠す & 135 & 9.6 \\
\hline 6 & 嘘の説明をする & 76 & 5.4 \\
\hline 7 & 声を荒げて契約を迫るなど強引な勧誘をする & 36 & 2.6 \\
\hline 8 & 申込後に，商品の種類や金額等を記載した書面を交付しない & 10 & 0.7 \\
\hline 9 & 上記のような行為を受けたことはない & 518 & 36.9 \\
\hline
\end{tabular}

【Q29】あなたは，この 5 年の間，電話勧誘を受け，断った際に，以下のような経験をしたことがあ りますか。（複数回答可）
［すぐに断った，又はすぐに電話を切った］が最も高く（71．7\％），次いで［ 断ったが，勧誘を続け ようとしたため，電話を切るのに苦労した］（23．6\％），［一度電話を切ったにもかかわらず，再度 かかってきた］（19．6\％）となっている。

\begin{tabular}{|c|c|c|c|}
\hline & & n & \％ \\
\hline 1 & すぐに断った，又はすぐに電話を切った & 1，006 & 71.7 \\
\hline 2 & 一度電話を切ったにもかかわらず，再度かかってきた & 275 & 19.6 \\
\hline 3 & 断ったが，勧誘を続けようとしたため，電話を切るのに苦労した & 331 & 23.6 \\
\hline 4 & 断ったら，怒鳴られたり暴言を吐かれたりした & 62 & 4.4 \\
\hline 5 & 断つたが切らせてもらえず，強引に契約させられた & 12 & 0.9 \\
\hline 6 & 話を聞いていくうちに，断れなくなり契約してしまった & 18 & 1.3 \\
\hline 7 & 怖くて断ることができず，契約してしまった & 5 & 0.4 \\
\hline 8 & 話を聞いているうちに欲しくなり，契約した & 14 & 1.0 \\
\hline 9 & その他 & 38 & 2.7 \\
\hline
\end{tabular}

【Q30】あなたは，この 5 年の間に，電話勧誘を受けた結果，契約を締結したことがありますか。
```

[ない] が (90.8%) , [ある] が (9.2%) となっている。

```


【Q31】【前問で「ある」と御回答の方にお伺いします。】
振り返ると，その契約についてどのように思いますか。
［契約してよかった場合と，契約しなければよかった場合があるが，契約しなければよかったと思う場合の方が多い］が最も高く（31．0\％），次いで［契約しなければよかった］（25．6\％），［契約し てよかった場合と，契約しなければよかった場合があるが，契約して良かったと思う場合の方が多 い］（23．3\％）となっている。

\begin{tabular}{|c|l|r|r|}
\hline & & n & \multicolumn{1}{|c|}{\(\%\)} \\
\hline 1 & 契約してよかった & 26 & 20.2 \\
\hline 2 & \begin{tabular}{l} 
契約してよかった場合と，契約しな \\
ければよかった場合があるが，契 \\
約して良かったと思う場合の方が \\
多い
\end{tabular} & 30 & 23.3 \\
\hline 3 & \begin{tabular}{l} 
契約してよかった場合と，契約しな \\
ければよかった場合があるが，契 \\
約しなければよかったと思う場合 \\
の方が多い
\end{tabular} & 40 & 31.0 \\
\hline 4 & 契約しなければよかった & 33 & 25.6 \\
\hline \hline & 全体（n） & 129 & 100.0 \\
\hline
\end{tabular}

【Q32】【前問で「契約しなければよかった」「契約してよかった場合と，契約しなければよかった場合があるが，契約しなければよかったと思う場合の方が多い」と御回答の方にお伺いします。】契約しなければよかったと思う勧誘について，解除やクーリングオフで返金を受けたことがあります か。
［解除やクーリングオフをしたことはない］が最も高く（79．6\％），次いで［解除・クーリングオフ をして全額の返金を受けたことがある］（16．5\％），［解除・クーリングオフをして一部の返金を受 けたことがある］（3．9\％）となっている。


【Q33】今後，電話勧誘を受けたいと思いますか。
［全く受けたくない］が最も高く（96．4\％），次いで［家なら受けてもよいが，職場では受けたくな い］（2．3\％），［職場なら受けてもよいが，家では受けたくない］（0．7\％）となっている。

職場なら受けてもよい
が，家では受けたくない

\begin{tabular}{|c|l|r|r|}
\hline & & \multicolumn{1}{|c|}{\(n\)} & \multicolumn{1}{|c|}{\(\%\)} \\
\hline 1 & 受けたい & 12 & 0.6 \\
\hline 2 & \begin{tabular}{l} 
職場なら受けてもよいが，家 \\
では受けたくない
\end{tabular} & 14 & 0.7 \\
\hline 3 & \begin{tabular}{l} 
家なら受けてもよいが，職場 \\
では受けたくない
\end{tabular} & 46 & 2.3 \\
\hline 4 & 全く受けたくない & 1,928 & 96.4 \\
\hline \hline & 全体 \((\mathrm{n})\) & 2,000 & 100.0 \\
\hline
\end{tabular}
\[
(\mathrm{n}=2,000)
\]

【Q34】【前問で「受けたい」，「職場なら受けてもよい」，「家なら受けてもよい」とご回答の方 にお伺いします。】

「受けたい」と思う理由は何ですか。（複数回答可）
［知らなかった商品やサービスについて情報を得られるから］が最も高く（47．2\％），次いで［購入 しょうとする商品についてしっかりと説明をきくことができるから］（45．8\％），［家にいながら商品やサービスを購入できて便利だから］（26．4\％）となっている。

\begin{tabular}{|r|l|r|r|}
\hline & & n & \multicolumn{1}{|c|}{\(\%\)} \\
\hline 1 & 知らなかった商品やサービスについて情報を得られるから & 34 & 47.2 \\
\hline 2 & 家にいながら商品やサービスを購入できて便利だから & 19 & 26.4 \\
\hline 3 & 購入しようとする商品についてしっかりと説明をきくことができるから & 33 & 45.8 \\
\hline 4 & 勧誘に来る人との会話が楽しみだから & 12 & 16.7 \\
\hline 5 & その他 & 3 & 4.2 \\
\hline
\end{tabular}

【Q35】【Q33 で「家では受けたくない」，「職場では受けたくない」，「全く受けたくない」とご回答の方にお伺いします。】
「受けたくない」と思う理由は何ですか。（複数回答可）
［対応するのが面倒だから］が最も高く（69．4\％），次いで［知らない人から電話がかかってくるの は不愉快だから］（40．4\％），［家事，勉強，家族団欒といった日常生活が中断されるため］ （32．9\％）となっている。

\begin{tabular}{|l|l|r|r|}
\hline & \multicolumn{1}{|c|}{} & \multicolumn{1}{|c|}{n} & \multicolumn{1}{c|}{\(\%\)} \\
\hline 1 & 家事，勉強，家族団欒といった日常生活が中断されるため & 654 & 32.9 \\
\hline 2 & 対応するのかか面倒だから & 1,379 & 69.4 \\
\hline 3 & 本当は契約をしたくないのに，契約をさせられてしまう可能性があるから & 536 & 27.0 \\
\hline 4 & 知らない人から電話がかかってくるのは不愉快だから & 804 & 40.4 \\
\hline 5 & 職場で電話勧誘を受けると仕事に差し障るから & 377 & 19.0 \\
\hline 6 & その他 & 61 & 3.1 \\
\hline
\end{tabular}

【Q36】電話勧誘を受けて商品やサービスを購入したいと思いますか。
［全く購入したくない］が最も高く（84．2\％），次いで［あまり購入したくない］（12．6\％），［場合によっては購入したい］（3．0\％）となっている。


\section*{【Q37】電話勧誘について，どのようにしてほしいですか。}
［ア）原則禁止し，「消費者が依頼した場合」にのみ電話勧誘できるようにしてほしい］が最も高く （57．2\％），次いで［キ）特になし］（15．2\％），［才）原則として電話勧誘はできるが，「電話勧誘を受けたくない」という意思表示をした人に対しては電話勧誘してはならないようにしてほしい］ （12．0\％）となっている。

\begin{tabular}{|c|c|c|c|}
\hline & & n & \％ \\
\hline 1 & ア）原則禁止し，「消費者が依頼した場合」にのみ電話勧誘できるようにしてほしい & 1，144 & 57.2 \\
\hline 2 & イ）原則禁止し，「過去に店頭や訪問販売等で取引を行ったことがある事業者」の み電話勧誘できるようにしてほしい & 67 & 3.4 \\
\hline 3 & ウ）原則禁止し，ア）およびイ）の場合のみ電話勧誘できるようにしてほしい & 86 & 4.3 \\
\hline 4 & エ）原則禁止し，「電話勧誘を受けても良い」という意思表示をした人に対しての み，例外的に電話勧誘してよいことにしてほしい & 130 & 6.5 \\
\hline 5 & オ）原則として電話勧誘はできるが，「電話勧誘を受けたくない」という意思表示を した人に対しては電話勧誘してはならないようにしてほしい & 240 & 12.0 \\
\hline 6 & カ）その他 & 30 & 1.5 \\
\hline 7 & キ）特になし & 303 & 15.2 \\
\hline & 全体（n） & 2，000 & 100.0 \\
\hline
\end{tabular}

【Q38】電話勧誘を受けたが，勧誘を続けて欲しくないと思った場合，自分の性格は以下のどれに当 てはまると思いますか。
［はっきりと断り，又は電話を切ることができる］が最も高く（71．7\％），次いで［なかなか断れず話を聞いてしまうことが多い］（24．5\％），［全く断ることができない］（3．8\％）となっている。

\begin{tabular}{|r|l|r|r|}
\hline & & \multicolumn{1}{|c|}{n} & \multicolumn{1}{|c|}{\(\%\)} \\
\hline 1 & \begin{tabular}{l} 
はっきりと断り，又は電話を \\
切ることができる
\end{tabular} & 1,434 & 71.7 \\
\hline 2 & \begin{tabular}{l} 
なかなか断れず話を聞いて \\
しまうことが多い
\end{tabular} & 490 & 24.5 \\
\hline 3 & 全く断ることができない & 76 & 3.8 \\
\hline \hline & 全体（n） & 2,000 & 100.0 \\
\hline
\end{tabular}

【Q39】仮に，「電話勧誘を受けたくない」という登録をした人に対しては電話勧誘をしてはならな い，というルールができた場合，そのような登録をしたいと思いますか。
［手続が面倒でなければ登録したい］が最も高く（41．9\％），次いで［ぜひ登録したい］
（31．4\％），［登録したくない］（17．1\％）となっている。
（ \(\mathrm{n}=2,000\) ）

一律ではなく，業種又は事業者ごとに意思表示をすることが できるのであれば登録したい 10\％

\begin{tabular}{|c|l|c|r|}
\hline & & n & \multicolumn{1}{|c|}{\(\%\)} \\
\hline 1 & ぜひ登録したい & 627 & 31.4 \\
\hline 2 & \begin{tabular}{l} 
手続が面倒でなければ登録し \\
たい
\end{tabular} & 838 & 41.9 \\
\hline 3 & \begin{tabular}{l} 
ー律ではなく，業種又は事業者 \\
ごとに意思表示をすることがで \\
きるのであれば登録したい
\end{tabular} & 193 & 9.7 \\
\hline 4 & 登録したくない & 342 & 17.1 \\
\hline \hline & 全体（n） & 2,000 & 100.0 \\
\hline
\end{tabular}

【Q40】前問の「登録」を別居の高齢の親族に勧めたいと思いますか。
［勧めたい］が（79．8\％），［勧めたくない］が（20．2\％）となっている。


\section*{4．FA X 勧誘に関する調査}

【Q41】あなたの自宅又は職場にFAXはありますか。
［ある］が（67．4\％），［ない］が（32．6\％）となっている。


【Q42】これまでに，突然 F A X で，商品サービスの購入を勧められたことがありますか（以下，こ うした勧誘を「FAX勧誘」といいます。）。
［ない］が（ \(73.1 \%\) ），［ある］が（ \(26.9 \%\) ）となっている。
\[
(\mathrm{n}=1,348)
\]


【Q43】【前問で「ある」と御回答の方にお伺いします。】
FAX勧誘を受けた結果，契約を締結したことがありますか。
［ない］が（93．1\％），［ある］が（6．9\％）となっている。


【Q44】【前問で「ある」と御回答の方にお伺いします。】
今振り返ると，その契約についてどのように思いますか。
［契約してよかった］が最も高く（ \(40.0 \%\) ），次いで［契約してよかった場合と，契約しなければよ かった場合があるが，契約して良かったと思う場合の方が多い］（32．0\％），［契約しなければよか った］（ \(16.0 \%\) ）となっている。

（ \(\mathrm{n}=25\) ）
\begin{tabular}{|r|l|c|c|}
\hline & & n & \multicolumn{1}{c|}{\(\%\)} \\
\hline 1 & 契約してよかった & 10 & 40.0 \\
\hline 2 & \begin{tabular}{l} 
契約してよかった場合と，契約しなけ \\
ればよかった場合があるが，契約して \\
良かったと思う場合の方が多い
\end{tabular} & 8 & 32.0 \\
\hline 3 & \begin{tabular}{l} 
契約してよかった場合と，契約しなけ \\
ればよかった場合があるが，契約しな \\
ければよかったと思う場合の方が多い
\end{tabular} & 3 & 12.0 \\
\hline 4 & 契約しなければよかった
\end{tabular}

【Q45】【Q42 で「ある」と御回答の方にお伺いします。】
昨年1年（2014年1月～12月）中に，FAX勧誘を受けた経験がありますか。
［ある］が（65．6\％），［ない］が（34．4\％）となっている。

\begin{tabular}{|c|l|c|c|}
\hline & & \(n\) & \(\%\) \\
\hline 1 & ある & 238 & 65.6 \\
\hline 2 & ない & 125 & 34.4 \\
\hline \hline & 全体 \((\mathrm{n})\) & 363 & 100.0 \\
\hline
\end{tabular}
\[
(\mathrm{n}=363)
\]

【Q46】【前問で「ある」と御回答の方にお伺いします。】
この 1 年中に，FAX勧誘を受けた頻度はどのくらいですか。
［年に 2～3 回］が最も高く（24．8\％），次いで［月に \(1 \sim 2\) 回］［半年に 2～3回］（21．8\％）， ［週に 1 ～ 2 回］（ \(13.9 \%\) ）となっている。

\begin{tabular}{|r|l|r|r|}
\hline & & \multicolumn{1}{c|}{\(n\)} & \multicolumn{1}{c|}{\(\%\)} \\
\hline 1 & ほぼ毎日 & 11 & 4.6 \\
\hline 2 & 週に3回以上 & 13 & 5.5 \\
\hline 3 & 週に1～2回 & 33 & 13.9 \\
\hline 4 & 月に1～2回 & 52 & 21.8 \\
\hline 5 & 半年に2～3回 & 52 & 21.8 \\
\hline 6 & 年に2～3回 & 59 & 24.8 \\
\hline 7 & 年に1回 & 18 & 7.6 \\
\hline \hline & 全体 \((\mathrm{n})\) & 238 & 100.0 \\
\hline
\end{tabular}

【Q47】この 1 年に，F A X 勧誘を受けた商品やサービスの内容は何でしたか。（複数回答可）
［食品•果物等］が最も高く（47．9\％），次いで［融資サービス（消費者金融等）］［通信サービス （電話・インターネット等）］［電子通信機器（パソコン等）］（22．7\％），［投資］（19．7\％）と なっている。
\[
(\mathrm{n}=238)
\]

\begin{tabular}{|r|l|r|r|}
\hline & & n & \multicolumn{1}{c|}{\(\%\)} \\
\hline 1 & 融資サービス（消費者金融等） & 54 & 22.7 \\
\hline 2 & 通信サービス（電話・インターネット等） & 54 & 22.7 \\
\hline 3 & 投資 & 47 & 19.7 \\
\hline 4 & 食品•果物等 & 114 & 47.9 \\
\hline 5 & 電子通信機器（パソコン等） & 54 & 22.7 \\
\hline 6 & その他 & 36 & 15.1 \\
\hline
\end{tabular}

【Q48】今後，F A X 勧誘を受けたいと思いますか。
［全く受けたくない］が最も高く（96．2\％），次いで［職場なら受けてもよいが，家では受けたくな い］（1．9\％），［家なら受けてもよいが，職場では受けたくない］（1．5 \％）となっている。

\begin{tabular}{|r|l|r|r|}
\hline & & \multicolumn{1}{l|}{n} & \multicolumn{1}{c|}{\(\%\)} \\
\hline 1 & 受けたい & 9 & 0.5 \\
\hline 2 & \begin{tabular}{l} 
職場なら受けてもよいが， \\
家では受けたくない
\end{tabular} & 37 & 1.9 \\
\hline 3 & \begin{tabular}{l} 
家なら受けてもよいが，職 \\
場では受けたくない
\end{tabular} & 30 & 1.5 \\
\hline 4 & 全く受けたくない & 1,924 & 96.2 \\
\hline \hline & 全体（n） & 2,000 & 100.0 \\
\hline
\end{tabular}

【Q49】【前問で「受けたい」，「職場なら受けてもよい」，「家なら受けてもよい」と御回答の方 にお伺いします。】「受けたい」と思う理由は何ですか。（複数回答可）
［知らなかった商品やサービスについて情報を得られるから］が最も高く（63．2\％），次いで［家に いながら商品やサービスを購入できて便利だから］（36．8\％），［その他］（7．9\％）となっている。

\begin{tabular}{|l|l|r|r|}
\hline & & \multicolumn{1}{c|}{n} & \multicolumn{1}{c|}{\(\%\)} \\
\hline 1 & 知らなかった商品やサービスについて情報を得られるから & 48 & 63.2 \\
\hline 2 & 家にいながら商品やサービスを購入できて便利だから & 28 & 36.8 \\
\hline 3 & その他 & 6 & 7.9 \\
\hline
\end{tabular}

【Q50】【Q48で「家では受けたくない」，「職場では受けたくない」，「全く受けたくない」と御回答の方にお伺いします。】「受けたくない」と思う理由は何ですか。（複数回答可）
［不要な F A X を廃棄するのが面倒だから］が最も高く（59．9\％），次いで［ F A X 用紙やインクリ ボンがもったいないから］（56．4\％），［FAXの着信音が鳴るのが迷惑だから］（33．3\％）となっ ている。

\begin{tabular}{|l|l|r|r|}
\hline & & \multicolumn{1}{c|}{n} & \(\%\) \\
\hline 1 & FAX用紙やインクリボンがもったいないから & 1,122 & 56.4 \\
\hline 2 & FAXの着信音が鳴るのが迷惑だから & 663 & 33.3 \\
\hline 3 & 不要なFAXを廃棄するのが面倒だから & 1,193 & 59.9 \\
\hline 4 & その他 & 140 & 7.0 \\
\hline
\end{tabular}

【Q51】FAX勧誘で商品やサービスを購入したいと思いますか。
［全く購入したくない］が最も高く（87．9\％），次いで［あまり購入したくない］（9．7\％），［場合 によっては購入したい］（2．2\％）となっている。

\begin{tabular}{|r|l|r|r|}
\hline & & \multicolumn{1}{c|}{n} & \multicolumn{1}{c|}{\(\%\)} \\
\hline 1 & ぜひ購入したい & 6 & 0.3 \\
\hline 2 & 場合によっては購入したい & 43 & 2.2 \\
\hline 3 & あまり購入したくない & 193 & 9.7 \\
\hline 4 & 全く購入したくない & 1,758 & 87.9 \\
\hline \hline & 全体 \((\mathrm{n})\) & 2,000 & 100.0 \\
\hline
\end{tabular}
```

【Q52】FAX勧誘について, どのようにしてほしいですか。

```
［ア）原則禁止し，消費者側から依頼した場合にのみ送ってよいことにしてほしい］が最も高く （60．8\％），次いで［才）特になし］（18．3\％），［ウ）原則としてFAX勧誘はできるが，「FA X勧誘を受けたくない」という意思表示をした人に対しては勧誘してはならないようにしてほしい］ （12．4\％）となっている。

\begin{tabular}{|c|c|c|c|}
\hline & & n & \％ \\
\hline 1 & ア）原則禁止し，消費者側から依頼した場合にのみ送ってよいことに してほしい & 1，216 & 60.8 \\
\hline 2 & イ）原則禁止し，「FAX勧誘を受けても良い」という意思表示をした人 に対してのみ，例外的に勧誘してよいことにしてほしい & 143 & 7.2 \\
\hline 3 & ウ）原則としてFAX勧誘はできるが，「FAX勧誘を受けたくない」という意思表示をした人に対しては勧誘してはならないようにしてほしい & 247 & 12.4 \\
\hline 4 & エ）その他 & 29 & 1.5 \\
\hline 5 & オ）特になし & 365 & 18.3 \\
\hline & 全体（n） & 2，000 & 100.0 \\
\hline
\end{tabular}

【Q53】仮に，「F A X 勧誘を受けたくない」という登録をした人に対しては F A X 勧誘をしてはな らない，というルールができた場合，そのような登録をしたいと思いますか。
［手続が面倒でなければ登録したい］が最も高く（41．2\％），次いで［ぜひ登録したい］ （ \(26.8 \%\) ），［登録したくない］（23．9\％）となっている。

\begin{tabular}{|r|l|r|r|}
\hline & \multicolumn{1}{|c|}{} & \multicolumn{1}{|c|}{\(n\)} & \multicolumn{1}{|c|}{\(\%\)} \\
\hline 1 & ぜひ登録したい & 536 & 26.8 \\
\hline 2 & 手続が面倒でなければ登録したい & 823 & 41.2 \\
\hline 3 & \begin{tabular}{l} 
一律ではなく，業種又は事業者ごと \\
に意思表示をすることができるので \\
あれば登録したい
\end{tabular} & 164 & 8.2 \\
\hline 4 & 登録したくない & 477 & 23.9 \\
\hline \hline & 全体（n） & 2,000 & 100.0 \\
\hline
\end{tabular}

【Q54】前問の登録を別居の高齢の親族に勧めたいと思いますか。
［勧めたい］が（72．7\％），［勧めたくない］が（27．3\％）となっている。
```

